



## CONTENTS

## I Vision

立命館大学法学部・大学院法学研究科の東アジア展開 二宮 周平 2

## II Sabbatical

15年ぶりのNC州ダーラムにて文化史研究 吉岡公美子 4

## III Presentation

法制史学会第63回総会 開催報告 高橋 直人 7

「法律の形をした不法」による遡及処罰はいかにすれば可能か？ 本田 稔 9

「子どもの代理人」のゆくえ ー比較法学会 ミニ・シンポジウムー 本山 敦 11

ケンブリッジのマックス・ウェーバー ー国際シンポジウム (2010年9月1～3日)ー 野口 雅弘 12

## IV Workshop Report

「日独交流150周年記念」国際シンポジウムの開催 出口 雅久 16

## V Media Coverage

法学部定例研究会 18

## VI Gateway

研究 GATEWAY のご案内 19

## 展望

## Vision

立命館大学法学部・大学院法学研究科の  
東アジア展開法学部長 二宮 周平 *NINOMIYA Shuhei*

現在、立命館大学法学部・大学院法学研究科は、中国、台湾、韓国の有力な大学の法学部・法学研究科と協力協定を結び、学部生・大学院生の交換や大学院への推薦入学制度、短期の特別研究生制度の導入を進めている。その目的と経過、内容、課題を紹介する。

### 1 学部生・大学院生の受け入れ及び交換に関する協定締結の趣旨と経過

立命館大学は2009年、留学生30万人計画、いわゆるG30の拠点校全国13校の1つに選ばれた。各学部・研究科とも内発的な教学改革の中で、この課題に取り組んでいる。法学部・法学研究科の場合、日本法を教育対象としているため、英米法などの比較法科目を除けば、英語で授業をする取り組みはしてこなかった。したがって、法学部や法学研究科に留学してくる学部生・大学院生は、日本語を習得し、主として日本法を対象として、あるいは日本法と母国法を比較しながら学習・研究を進めている。その結果、学部生は15～20名の間、大学院生は2～4名の間にとどまっている。

しかし、立命館大学大学院法学研究科で学び、博士学位を取得し、母国で大学の教員になった人もおられる。林来梵教授（憲法、清華大学法学院）、朱擘准教授（民法、静岡大学法科大学院、前浙江大学法学院）、岳衛副教授（商法、南京大学法学院）、崔香梅専任講師（商法、上海交通大学凱原法学院）らである。この方たちは、母校である立命館大学法学部・法学研究科との交流や、大学院生の本学への留学受け入れを強く望んでいる。それは一人でも多く自分たちの後輩を育てたいという希望と、中日の研究交流のより一層の促進を求

めているからである。私たちには本学法学部・法学研究科で育った留学生の方たちの願いに応える責務がありはしないだろうか。

他方、2010年、1月下旬から2月末にかけて、出口教授の仲立ちや、研究会での来日の機会に本学法学部などを訪問された、中国人民大学法学院、南京大学法学院、清華大学法学院、台湾国立政治大学法学院、韓国中央大学校法科大学院の各院長や相当のポストにある方たちと、交流や大学院生・学部生の交換について懇談をした。またこちらから、3月には、南京大学法学院、上海交通大学凱原法学院、4月には、台湾国立政治大学法学院、国立台湾大学法律学院、淡江大学を訪問し、同様の懇談・協議を行った。いずれの大学にも、日本で学び、日本の大学で博士学位を得た教授、副教授が複数おられ、それぞれの大学で教育・研究の中心的な存在となっておられる。

印象的だったのは、国立台湾大学法律学院図書館の比較法のフロアを見学したときのことである。比較法文献の過半数が日本法で、残りが英米法、ドイツ法、フランス法の順だった。学生が学ぶ外国語としては、英語が突出しているにもかかわらず、外国法文献の過半数は日本法なのである。嬉しいことに私の著書も3冊あり、手に取られた形跡があった。中国・台湾・韓国の法制度・法規定は、歴史的な経緯（その評価はともかく）や漢字文化圏だったことなどから、日本法の強い影響を受けており、日本法への関心が高い。こうした事情から、日本語基準で日本への留学を希望する学部生・大学院生が一定の層で存在することがわかった。

さらに中国は言わずもがな、韓国も台湾も経済的な成長を続けており、日本との経済交

流はますます盛んになっている。多くの日本人が彼の地で働いており、また日本に留学した人たちが相当のポストについて働いている。こうした傾向はさらに強まるものと予想される。EUとまではいかなくとも東アジア経済圏・文化圏、東南アジアも含めた経済圏・文化圏で共存共栄を図る時代が到来しようとしている。日本から東アジアに留学して学ぶ学部生・大学院生を励まし、架け橋となる人々を育成する必要がある。

このような情勢の中、これまで協議を重ねたいずれの大学からも、立命館大学法学部・法学研究科で留学生を育成することに対して、熱心な申し入れを受けており、こうした信頼関係に基づいて、そして信頼関係がある間に、できるだけ早く学部生・大学院生の交換協定などを結び、受け入れを実現する必要があると考える。また本学法学部・法学研究科の学部生・大学院生も東アジアからの留学生との交流により、東アジアへの留学にチャレンジする可能性もある。

上記の趣旨から、東アジアの有力な大学・大学院との大学院生・学部生の受け入れ、派遣を進めるために、具体的な協定案を作成した。

## 2 院生・学生の受け入れ及び交換に関する協定の内容

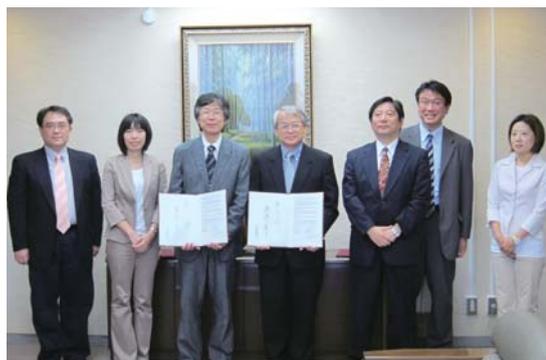
当面は、上記8大学を対象に、学部生・大学院生の受け入れ及び交換に関する3つのタイプの協定を提案している。

第1は、学部生・大学院生の交換協定である。毎年、1 Semester各1名（合計2名）、2 Semesterの場合は1名を基準に、相互に学部

生・大学院生の交換留学を可能とする。立命館大学で受け入れる場合は、日本語基準を原則とするが、英語の基準を満たしている場合には、本学で開講している英語の授業を受けることができるようにする。学費相殺をするので、留学生は立命館大学に授業料を払う必要はない。

第2は、大学院推薦入学制度である。協定大学から、日本語学力と専門科目の力量のある学部生あるいは修士課程大学院生を本学に推薦してもらい、本学で推薦要件を審査した上で、本学修士課程または博士課程に受け入れる制度である。最終的には、博士の学位取得を目標とする。留学希望者にとっては、受験の不安を除き、自分のやりたい研究に専念することができるというメリットがあり、本学にとっては、①進学希望者の学力、適性、人柄について、協定大学の保障があること、②留学希望者を他大学に優先して確保できることなどで、メリットがある。推薦入学者について、留学生についての授業料減免制度や2013年度発足予定の留学生向け奨学金を活用し、学費負担を軽減することを検討している。

第3は、特別研究学生制度である。大学院生が最長4ヶ月、本学に滞在し、図書館やパソコンの利用、資料収集、日本語学習、授業の聴講、教員の研究指導などの利益を受けることができる。滞在の生活費は自己負担となるが、聴講料などは徴収しない。こうした仕組みは、立命館大学では、理科系を中心に2010年度に発足している（1年間まで可。教員の研究指導を中心とする）。法学研究科の仕組みは、この簡略版である。ともあれ一度、



立命館大学至徳館応接室にて  
2011年9月6日、国立臺灣大學法律學院と  
立命館大学法学部・法学研究科の協定調印式  
左から王能君、黃詩淳、二宮周平、  
蔡明誠院長、駒林良則、望月爾、小田美佐子

立命館大学で日本法の研究になじんでもらい、将来の留学に備える、あるいは母国での論文作成に役立てることを目的とする。

8大学それぞれの事情があるので、この3つのタイプの内、合意できるものについて協定締結を進めている。例えば、南京大学、清華大学では3つすべて、上海交通大学では1と2、人民大学では1と3、台湾大学では1、政治大学では1と3などである。

### 3 受入れ体制の整備

大学院法学研究科レベルで東アジアからの留学生を数多く受け入れ、博士学位などの授与を進めている国内の大学、例えば、早稲田大学、一橋大学、北海道大学などのヒアリング調査を開始した。先進的な取り組みを参考に、本学の身の丈にあった受け入れを進めていきたい。今後、その中味を学部教授会で検討していくことになるが、少なくとも、大学

院生を特定の教員が抱え込むのではなく、主担当の教員1名と副担当2名の複数担当にして、幅広いサポートや多面的な実力養成を図れるようにしたいと考えている。必要であれば、教員人事も課題となる。

また研究コースの日本人大学院生を多数受け入れ、育て、留学生と交流したり、サポートできるような状況を作り出す必要がある。同年代の日本人研究者の交流が、留学生の将来にとって不可欠だと考えるからである。しかし、日本人大学院生を増やすという課題は厳しい現状にある。そこで、例えば、関関同立の大学院生の共同授業や研究会などを積極的に立ち上げ、留学生と日本人大学院生の交流を促進できないかと思っている。大学の垣根の低い関西だからこそ、できることがあるような気がするのだが、いかがだろうか。

(にのみや しゅうへい・民法)

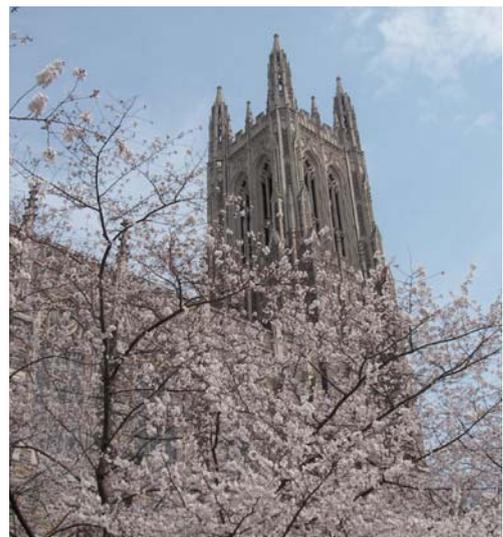
## 外留報告

### Sabbatical

## 15年ぶりのNC州ダーラムにて文化史研究

吉岡 公美子 YOSHIOKA Kumiko

1995—96年以來15年ぶりの学外研究で、米国NC州ダーラムのデューク大学に2010年8月末から2011年3月末まで滞在させていただき、19世紀末から20世紀初頭の米国における人工調整乳の文化史的研究に取り組みました。当初、アメリカ文化研究のPriscilla Wald教授には二つ返事で大学院ゼミへの出席をご快諾いただいたのですが、Department of EnglishでもDepartment of Literatureでも客員研究員の受け入れがなく、また、生涯教育部門では外国人の受け入れができず聴講学生として登録することもできないため、やむを得ずindependent researcherとしてB1ビザで入国しました。前回、デューク大学で修士号を取得しましたので、卒業生の身分で大学



満開の桜が美しい3月中旬のデューク・チャペル



連邦議会図書館カフェテリアにて  
図書館を利用し、研究をすすめる計画でした。

ところが、実際に研究を始めてみると、いろいろ制約があることが判明しました。たしかに所蔵する図書や雑誌は自由に閲覧も帯出もできるのですが、アカウントがないとオンライン・ジャーナル等の電子媒体が利用できません。レファレンス・サービスが利用できず、ILLを通じた他館の資料の利用も不可。いささか不自由を感じ始めていた頃、学術雑誌のオープン・アクセスに関する研究会に出席したことをきっかけに、東アジア担当図書館司書の Kristina Troost 博士と知り合いました。立命館から…と自己紹介させていただいたところ、開口一番「図書館司書をアウトソーシングしている大学ですね」と即答された Troost さんの事情通ぶりには参ってしまいましたが、アジア太平洋研究所の Simon Partnar 教授をご紹介頂いて、思いがけず Department of History の客員研究員として迎え入れて頂くことができました。こうして、10月以降は研究条件が格段に改善されました。

今回の渡米では、いろいろな面で歳月の流れを痛感しました。以前も夏の居場所を提供していただいた Grunwald 学部生研究担当 Dean (生物学) と Seibel さんご夫妻のお宅に間借りをさせていただきましたが、かつては赤ちゃん用の椅子に座って片言の「バナナ」「ボール」くらいしか話さなかった Ben 君は、テニスとトランペットを愛するティーンエイジャーに成長。ヘブライ語のセサミ・ストリートと一緒に見せてくれた Fia さんは、ちょ

うど大学進学で、空いた部屋を私に提供して下さったのです。朝8時頃に高校生の子どもを送り出した後、犬の散歩をして10時頃に出勤し、夕方は6時に帰宅して夕餉の食卓を囲むアメリカ人の生活は、一見優雅に見えるかも知れませんが、その実、低所得者向け住宅斡旋のNPOで働く Seibel さんは徹夜で補助金獲得のための書類を作成し、週末も出勤。Grunwald さんも早朝からメールで学生対応、夕食後くつろぐ暇もなく地域の会合やボランティアに出かけたり、授業準備のために研究室に戻ったりで、帰宅が午前2時になることさえありました。

紙巻きタバコの自動製造機発明をきっかけに大量生産大量消費社会を牽引したデューク家のアメリカン・タバコ社など「タバコの街」として栄えたダーラム市に、15年前はまだ製造工場がいくつか残っており、ダウンタウンにはいつも葉タバコの香りが漂っていたのですが、もはや稼働する工場は一つもなく、工場や倉庫の歴史的建物はショッピング・センターや大学施設に再生され、大学病院を中心とした「医療の街」に生まれ変わろうとしていました。かつて玄関先に医師らがたむろして紫煙を燻らせていた大学病院は、2007年に屋外も含め敷地内禁煙となったようです。もともと、大学構内はまだ建物内のみ禁煙のため、ベンチの回りは吸い殻でいっぱいでした。ちなみに、資料収集に出かけたハーバード大学は敷地内禁煙ルールがあり、屋外でも喫煙者は一切見かけませんでした。

ダーラムの町には、以前はほとんど見かけ



ダーラム市街のタバコ工場跡

なかったヒスパニック系の移民が急増し、商店などスペイン語の看板が立ち並ぶ限界まで形成されていました。スーパーマーケットも2-3列は棚がすっかりメキシコの食料品で埋め尽くされていました。ダーラムではかねてからアフリカ系アメリカ人に対する偏見や差別、経済格差が大きな問題でしたが、今ではヒスパニックと白人社会の格差、ヒスパニックとアフリカ系の摩擦なども加わり、問題はさらに複雑化しているように見受けられました。

デューク大学では、以前はごく少数であったアジア系の学生が大幅に増え、なんと学部生の4人に1人を占めます。その中にはアメリカ市民も含まれますが、留学生も多く、学内のあちこちで中国語や朝鮮語が聞こえてきました。受け入ればかりではなく海外進出にも積極的で、紆余曲折はあったようですが中国・昆山にキャンパスを建設、2011年開学予定です。さらに、インドとロシアにもキャンパス建設計画があります。

いっぽう、足下では不景気による予算削減が各所で行われていました。収入の重要な部分を占める基金の運用益が激減したため、いくつものポストがなくなり、資金難から閉鎖になる教学プログラムもありました。ある学部では、卒業生が約束していた高額の寄付金

が予定どおりに支払われず、学部改革が滞っていました。ただ、2009年5月のオバマ大統領声明を受けたグローバル・ヘルス・イニシアチブにかかわる研究プロジェクトや学生海外派遣等だけは、比較的予算が潤沢にあるらしく、活気がありました。

2-3月には、田村陽子先生とご一緒に、いくつかのロー・スクールで交渉学の授業を見学させていただきました。ベテランの先生方が担当される生き生きとした授業は、外国語の授業運営にも参考になることが多く、大変勉強になりました。デューク大学ロー・スクールでは、国際担当副学部長のJennifer Maher教授と懇談させていただきました。研究室いっぱいに応募書類を拡げて留学生の選考をしておられたMaher先生はきわめて多忙とお見受けしましたが、合間を縫って、後日、Eno川州立公園内でのハイキングにお誘いいただきました。Maher先生と親しくお話しさせていただくとともに、珍しい野草や野鳥、史跡と出会うことができました。

資料収集を中心に研究活動に専念するとともに、日本ではなかなかできない経験もさせていただく機会を頂戴したことに、あらためて感謝申し上げます。

(よしおか くみこ・英語)



Maher 副学部長と  
Eno川州立公園にて

## 法制史学会第63回総会 開催報告

高橋 直人 *TAKAHASHI Naoto*

## 1 はじめに—法制史学会のご紹介を兼ねて

6月4日(土)・5日(日)の両日、衣笠キャンパス存心館にて法制史学会第63回総会が開催された。法制史学会は、日本法制史・東洋法制史・西洋法制史の研究者からなる学会であり、その創設は1949年に遡る。現在の会員数は約450名である。立命館大学で法制史学会が開催されるのは、1981年および1995年に続いて今回で三度目となる。総会の準備および当日の運営については、本学法学部の大平祐一先生(特任教授)、河野恵一先生および筆者の三人が第63回総会準備委員会を構成し、業務を担当した。なお、総会参加者は155名であった。

## 2 研究報告一覧

総会の際に実施された報告は、以下の通りである。

## 6月4日(土)

- 「戦前日本における地方財政調整制度の立案過程—『内務省案』から『地方分与税制度』に至る政策構想を中心に—」 矢切努 (大阪大学)
- 「清代モンゴルの地域社会と法秩序」 額定其勞 (京都大学)
- 「判決原本に見る日本領事裁判 ～韓国における領事裁判を中心に～」 中網栄美子 (早稲田大学)
- 「上訴制と王権:“立法者 législateur” と “正す者 justicier” ～ルイ9世とポワトゥー伯アルフォンスの司法改革を中心に～」 藪本将典 (慶應義塾大学)



6/4 研究報告の様子

- 「江戸幕府の上方支配—『支配国』の再検討—」 小倉宗 (大阪大谷大学)
- 「後见人選任リユーティ市パピルス文書(西暦557年)の再検討」 西村重雄 (福岡工業大学)

## 6月5日(日)

- 「日本中世初期における権門裁判と本所裁判」 佐藤雄基 (東京大学)
- 「中国国民政府初期における中国国民党と司法機関の関係」 三橋陽介 (筑波大学)
- 「近代日本におけるドイツ監獄法の導入とその展開—明治41年『監獄法』制定への布石—」 姫嶋瑞穂 (京都女子大学)
- 「ヴァン・デル・ルッベ法における遡及処罰法理の史的構造」 本田稔 (立命館大学)
- 「宋勅の構造:唐律と慶元勅の比較を通じて」 川村康 (関西学院大学)

以上の報告の内容を全体としてみると、二日間とも個別報告のみで構成されており、地域(日本・東洋・西洋)、時代(古代・中世・近世・近現代)、法分野(公法・私法・刑事法)の点で偏りのない多彩なものとなっている。法制史学会の場合、少なくとも近年において



総会司会の大平祐一先生

は分科会やワークショップ等は実施されないのが一般的であり、基本的に報告はすべて、参加者全員に向けての全体報告となる。ということは、たとえば近代のドイツ私法を専門とする会員も古代中国の刑罰に関する報告を聞くことになるのか、といった質問を、他の学会に所属する方から受けることがある。その通りです、とお答えするよりない。同じ法史家とはいえ専門分野の大きに異なる聞き手にも魅力のある報告を、限られた時間の中でいかに行うかということは、報告者の工夫のしどころであろう。なお、この場で個々の報告の内容に立ち入ることはできないが、例年、総会で行われた報告については学会誌『法制史研究』に概要が掲載されることになっている。ご覧いただければ幸いです。

### 3 若手研究者の支援を課題として

前出の報告一覧の中身からすると、今次の総会は、何か特定の共通テーマを掲げて行われたわけではないように見える。実際、シンポジウム等の共同報告も設定されていない。しかしながら、準備委員会としては、若手会員の研究の最前線について各自の得意とする専門分野で存分に報告いただくということを、今次の総会を貫く方針として意識しており、報告者募集の段階からその旨を告知し、新進気鋭の会員の応募を推奨していたのである。この働きかけが功を奏したのか(？)、若手教員や後期課程の院生が報告者の多くを

占めることとなった(他方、ベテランの報告者も要所で存在感を見せている)。

現在、若手研究者の支援は、文系理系を問わず多くの分野で必要とされており、本学においても研究政策の重要な課題としてしばしば言及されることがらである。法制史学会も若手の支援に力を入れており、一例として2009年に法制史学会60周年記念若手論文集を公刊し、同じく2009年から若手研究者支援事業として大学院博士課程在学中の会員の会費を減額する措置を打ち出している。他の分野の場合以上に、法史学(法制史)分野では、若手をいかにして支えていくのかということが切実な問題である。率直に言って、法史学の若手研究者が大学等の教育研究機関にポストを得ることは非常に厳しいのが現状であるけれども、ひとつの学問分野としての法史学の持続可能かつ一定の多様性を維持した発展ということを考えれば、法史学研究者全体における「裾野の広さ」や「層の厚さ」は不可欠である。そのためには若手研究者の支援・育成は焦眉の課題に他ならない。

### 4 おわりに——感謝を込めて

総会の準備にあたり、準備委員会からの問い合わせにいつも丁寧にご教示くださった法制史学会の寺田浩明代表理事と学会事務局をはじめ、会員の方々、本学法学部・法科大学院の諸先生方や学部事務室・共同研究室の皆様から、多くのご支援を賜った。総会の当日も、駒林良則法学研究科長に学部・研究科を代表してご挨拶をいただき、法学部の本田稔先生には、会員として二日目にご報告をいただいた。立命館大学からは施設貸与や補助金等の支援を受けることができた。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。さらに、ぜひとも言及すべき点は、法学アカデミーによる的確な支援の数々がなければ、準備委員会のみでは総会の実現はおぼつかなかったということである。法学部・法科大学院の現場の実情に即したかたちで研究活動をきめ細やかに支える

ことのできる法学アカデミーが、研究高度化という課題の達成にとっていかに不可欠かつ有効であるかが、今次の総会の無事終了という成果でもって、改めて示されたといえよう。また、総会当日の受付や案内、会場係等を担当した本学西洋法史ゼミの学生および同ゼミ

出身の院生の諸君は、臨機応変な活躍ぶりを見せ、他大学の会員からもしばしばお褒めをいただいた。以上、総会準備委員会一同、関係各位に心より感謝申し上げる次第である。

(たかはし なおと・西洋法史)

Presentation

学会報告

## 「法律の形をした不法」による遡及処罰は いかにすれば可能か？

本田 稔 *HONDA Minoru*

2011年6月5日、法制史学会第63回総会が開催され、「ヴァン・デル・ルッベ法における遡及処罰法理の史的構造」というテーマで個人研究報告を行う機会を与えていただきました。ここにその報告内容を簡単に紹介します。

1933年2月27日にドイツ帝国議会議事堂が放火され、オランダの共産主義者マリヌス・ヴァン・デル・ルッベが逮捕されました。当時のドイツ刑法307条によれば、放火行為に科される最高刑は終身刑でしたが、放火の翌日の2月28日、帝国大統領令がその非常権限にもとづいて公布され、放火罪の最高刑が死刑へと引き上げられました。ワイマール憲法48条2項によれば、大統領には非常事態に対処するために、憲法で保障された国民の基本的人権の一部を停止する権限が与えられていましたが、それでも憲法116条に明記された罪刑法定主義を停止することはできなかったため、大統領令を帝国議会議事堂の放火行為に遡及適用して、放火犯を死刑にすることはできないと思われていました。しかし、この状況は授權法の制定を契機に一変しました。

授權法は、ワイマール憲法に違反する法律

の制定権限を政府に授けた法律であり、それは社会民主党や共産党などの野党の議員を身柄拘束し、議会制民主主義を否定するもとの制定されたものです。政府は、この法律にもとづいて「絞首刑と死刑の執行に関する法律」を制定しました。その第1条は、1933年2月28日の大統領令は、1933年1月31日から2月28日までに行われた行為に対しても遡及的に適用されると定め、帝国裁判所は、この規定に基づいてヴァン・デル・ルッベに死刑を言い渡しました（死刑判決は12月23日。その執行は翌年1月10日）。被告人ヴァン・デル・ルッベを死刑にするためだけに制定されたことから、この法律は「ヴァン・デル・ルッベ法」と呼ばれ、ナチスの「法律の形をした不法」としてドイツ刑法史に刻印されている悪法です。

今回の個人研究報告では、大統領令の遡及適用に関する著名な刑法学者の鑑定意見書や帝国裁判所の判決を分析しながら、ヴァン・デル・ルッベ法による大統領令の遡及適用の論理の解明を試みました。ヒトラーは、大統領令の公布の直後に、それを帝国議会議事堂の放火行為に直接的に遡及適用できないかどうかについて、ナーグラ、エトカー、フォン・

ウェーバーといったドイツ刑法学界を代表する大家に意見を求めていましたが、当時の刑法（旧）2条は、ある行為に刑罰を科することができるのは、それが実行される前に、「その刑罰」が法律によって定められている場合だけであり（1項）、行為を実行したときから、それに判決を言い渡すときまでに刑が変更された場合には、その最も軽い刑を適用しなければならないと定めていましたので（2項）、3人の刑法家は、犯罪に科される刑罰は原則的に行為時に法定されていた刑罰であって、また行為後に減輕された刑罰が科されることがあっても、加重された刑罰を科すことは許されないので、放火行為に大統領令を直接的に遡及適用することは、この刑法（旧）2条に違反すると警告しました。しかしながら、ワイマール憲法116条は刑法（旧）2条とは違って、行為が実行される前に、「その可罰性」が法律によって定められていれば、「刑罰」を科することができる」と定めているだけで、科される「刑罰」が行為の実行前に法定されていないと定めていませんでした。それゆえ、行為に科される刑罰が行為時の法定刑や行為後に減輕された刑に限定されておらず、また加重された刑罰もそこから排除されていなかったため、3人の刑法家は、大統領令によって加重された刑罰を放火行為に適用することは憲法に違反するものではないと助言しました。ただし、それは刑法（旧）2条に抵触するため、その部分の刑法改正を行う必要があることをヒトラーに伝えましたが、その意見には憲法116条に関して見解の対立があることが付記されていたために、ヒトラーには3人の刑法学者の真意が十分に伝わっていなかったようです。帝国裁判所の側としては、3人の刑法学者の真意を十分に受

け止め、ヴァン・デル・ルッベ法が大統領令対象の犯罪について刑法（旧）2条1項の効力を廃止していることを理由に被告人に死刑を言い渡しました。

ヒトラーは、忌まわしい自由主義のワイマール憲法、とくに116条の罪刑法定主義が大統領令の遡及適用を阻んでいるため、ヴァン・デル・ルッベにそれを適用して死刑にするためには、ワイマールの憲法体制をぶっ壊す以外に方法はないと思っていたようですが、そんなことをしなくても、ワイマール憲法116条を上手に解釈し、刑法の一部改正を行なうだけで大統領令を遡及適用することができたのです。また、帝国裁判所によれば、政治的大事件などに直面して既存の刑罰体系を厳罰化した例は過去においても確認でき、その遡及適用も帝国時代だけでなくワイマール時代においても行われてきたものであって、ヴァン・デル・ルッベ法による遡及処罰は決してナチス特有の法現象ではなかったようです。ヒトラーとしては、ヴァン・デル・ルッベ法はユダヤ教とマルクス主義を根絶するナチスの国民革命の成果であると息巻いていたようですが、歴史を大局的に見る者の目には、ドイツにはドラスティックな政治革命によっても左右されない幅と深みを持った法文化の歴史が連綿と流れていると映ったのかもしれない。今後は、このようなドイツ刑法史の一断面の考察から、その通史の全体状況を概観していきたいと思います。

最後になりましたが、報告の機会を与えていただいた法制史学会の諸先生方、また総会の開催に尽力された大平祐一先生、高橋直人先生にお礼を申し上げます。

（ほんだ みのる・刑法）

## 「子どもの代理人」のゆくえ —比較法学会 ミニ・シンポジウム—

本山 敦 *MOTOYAMA Atsushi*

### はじめに

2011年6月4日(土)・5日(日)の両日、法政大学市ヶ谷キャンパスにおいて、比較法学会第74回学術総会が開催された。第1日目午後、筆者が企画責任者となって、ミニ・シンポジウム「子どもの代理人」を実施した。

### 1. 比較法学会とは

まず、比較法学会について紹介しよう。

比較法学会は、1950年に創立された、伝統ある全国規模の法学系学会の一つである。会員は現在約770名を数える。比較法学会・法哲学会・法社会学会・法史学会の4学会で、「基礎法4学会」と称されることもある。

あまり知られていない事実だが、立命館大学は、1952年・1958年・1984年の過去3回、同学会の学術総会の開催校を引き受けている。本学からは、現在、上田寛教授(法科大学院)が同学会理事に選出されている。また、筆者は同学会幹事(事務局)を務めている。

上記からも明らかなように、同学会と本学の関係には浅からぬものがあるのだが、残念ながら、本学の法学系研究者(教員・院生)で同学会の現会員はそれほど多くない。来年(2012年)の学術総会が6月2日(土)・3日(日)に京都大学で開催されることでもあるので、この機会に、本学関係者に、是非、同学会に入会してもらいたいと思っている。

### 2. 子どもの代理人とは

さて、子どもの代理人(子ども代理人)とは、訴訟などにおいて、子どもの意見・意思を代弁したり、子どもに代わって訴訟などの手続



右から、筆者・佐々木准教授・山口教授・梅澤専任講師・増田弁護士

を進行したりする者のことである。

もっぱら、英米法系で発達した制度であり、大陸法系ではドイツ法にそのような制度が存在する。これもあまり知られていない事実だが、本年5月に成立した「家事事件手続法」において、家庭裁判所の調停・審判などにおける「手続代理人」という新制度が導入されることになった。そして、この手続代理人こそ、まさに、子どもの代理人として機能することが予定されているのである。

### 3. ミニ・シンポジウムの内容

ミニ・シンポジウムは、筆者「企画の趣旨」、佐々木健・札幌学院大学准教授「ドイツ」、山口亮子・京都産業大学教授「アメリカ」、梅澤彩・摂南大学専任講師「ニュージーランド」、増田勝久・大阪弁護士会弁護士「日本」という内容で、各国法の紹介と、日本法について紹介・検討をした。

手前みそで恐縮だが、約100名の聴衆に向けて、有意義な情報を提供できたのではないかと自負している。

なお、概要は、同学会 HP (<http://www.asas.or.jp/jscl/info/event.html>) において学術総会のプログラムが閲覧可能となっているので、そちらを参照していただきたい。また、報告の内容は、2011 年度内に刊行される予定の『比較法研究 第 73 号』に掲載される予定である。

#### むすびに

手続代理人=子どもの代理人は、わが国で

はこれから始まる制度である。制度ができた以上、その制度が有意義に使われ、子どものために機能することを望みたい。そのための解釈論の展開やよりよい制度にしていくための検討を鋭意続けていきたいと考えている。

最後となったが、写真は松本克美教授（法科大学院）にご提供いただいた。お礼を申し上げます。

(もとやま あつし・民法)

### 学会報告

#### Presentation

## ケンブリッジのマックス・ウェーバー ——国際シンポジウム（2010年9月1～3日）——

野口 雅弘 *NOGUCHI Masahiro*

2010年9月1～3日に、ケンブリッジのシドニー・サセックス・カレッジで「マックス・ウェーバーとモダニティの再編 Max Weber and the Reconfiguration of Modernity」と題する国際シンポジウムが三日間にわたって開催された。主催はイギリス社会学会 BSA のマックス・ウェーバー研究のワーキング・グループで、専門ジャーナル Max Weber Studies の刊行 10 周年を記念する催しであった。

イギリス、しかもケンブリッジでマックス・ウェーバーの国際シンポジウムが開催されたと聞いて、違和感をもつ方もいらっしゃるかもしれない。とくに政治思想史の研究者にとってケンブリッジはクエンティン・スキナー、J・G・A・ポーコックら、いわゆる「コンテクスト主義」の聖地なので、ウェーバーとの相性がよさそうには思えないからである。しかし今回は、この筋とはまったく関係ない。イギリスで開催された理由は、このシンポジウムを企画したのが、Max Weber Studies の編集責任者サム・ウィムスター Sam



会場案内

Whimster (ロンドン・メトロポリタン大学) だったからである。もっとも、彼の名前を知っているのは、余程の「業界人」だけであろう。彼にはウェーバーに関する研究書がいくつかあるが、日本語訳はない。ウィムスターは、「あ



会場となったシドニー・サセックス・カレッジ

まりよくない」といわれてきたウェーバーの『経済と社会』の新英訳 Sam Whimster (ed.), *Economy and Society: The Final Version* by Max Weber, London: Routledge を間もなく刊行する予定であり、これは、多くの人びとが英語でウェーバーを読む時代にあって、間違いなく重要な貢献となる。それにしても、彼の一般的な知名度がそれほど高くないということは否定できないかもしれない。

今回の企画に参加してみて面白かったのは、イギリス、あるいはケンブリッジにおける研究の傾向や水準ということではなく、むしろ参加者の文化的バックグラウンドの多彩さであった。もちろん、大部のウェーバー伝 *Max Weber: A Biography*, Cambridge: Polity, 2009 (オリジナルは *Max Weber. Die Leidenschaft des Denkens*, München: Hanser, 2005) を書き、今回も基調講演「マックス・ウェーバーの著作におけるエロス対ロゴス」を任されたヨアヒム・ラドカウ Joachim Radkau (ビーレフェルト大学) や、マックス・ウェーバー全集 *Max Weber-Gesamtausgabe* 編纂の成果を踏まえて、これまであまり知られていなかった、晩年のミュンヘン大学における「大学教師ウェーバー」について報告し

たりタ・アルデンホーフ-ヒュービンガー Rita Aldenhoff-Hübinger (フランクフルト・オーダー大学) など、ドイツの研究者の水準は今回も概して高かったし、勉強になった。また、古代ローマ史の知識を存分に披歴しながら、現代のシティズンシップ論にも目配りしつつウェーバーの『都市 *Die Stadt*』について論じた歴史家マイケル・ソマー Michael Sommer (リヴァプール大学) からは大きな刺激を受けた。

しかし、それと同じくらい、あるいはそれ以上に私にとって興味深かったのは、英文ジャーナル *Max Weber Studies* の読者が、これまでもウェーバー研究が盛んだった地域(ドイツ、アメリカ、場合によっては日本)だけでなく、従来この分野とはあまり縁がなかった地域にまで広がり、そうしたところからの参加者を引き寄せたことのほうであった。

レイモン・アロンなどの一部の例外はいたものの、長らく「ウェーバー研究不毛の地」とされてきたフランスからは、ウェーバーの『取引所 *Die Börse*』のフランス語訳 *La Bourse, Paris: Allia, 2010* をちょうど刊行したピエール・ド・ラルミナ Pierre de Larminat (モーリス・アルヴァックス・センター) が参加し、「金融危機に対するマックス・ウェーバーの解答」というアクチュアルなテーマで話をした。また、「ウェーバーとリルケ——脱魔術化された世界における音楽と言語のマジック」と題する報告をしたホセ・M・ゴンザレス・ガルシア José M. González García (スペイン)、「世紀転換期における同時代人、ムスリムの思想家のなかのマックス・ウェーバー」について報告したメフメット・シャーヒン Mehmet Sahin (トルコ) などは、これまでそこにおける研究がほとんど知られていなかった地域の研究者である。とくにウェーバーとイスラムについては、「オリエンタリズム」(サイード) 批判の枠組みで、外在的に議論されることが多かったが、ポスト世俗化時代においてウェーバーの宗教社会学が読み返される



コーヒー・ブレイク中

なかで、議論状況は明らかに次の段階に移ったと実感した。

これまでも有名なウェーバー・シンポジウムがいくつかあった。1964年にウェーバー生誕100年を記念して東京大学で開催されたシンポジウムでは、大塚久雄、丸山眞男、堀米庸三、安藤英治らが登壇した（大塚久雄編『マックス・ヴェーバー研究——生誕百年記念シンポジウム』東京大学出版会、1965年）。また同年、ハイデルベルクで開催されたカンファレンスでは、T・パーソンズ、H・マルクーゼ、そしてW・モムゼンら、おもにアメリカとドイツのメジャーな研究者の参加によって伝説的な議論が展開されたし（Otto Stammer (Hrsg.), *Max Weber und die Soziologie heute, Verhandlungen des 15. Deutschen Soziologentages*, Tübingen: J.C.B. Mohr, 1965. 服部平治ほか訳『ウェーバーと現代社会学』上・下、木鐸社、1976、80年）、1993年にミュンヘンで開催された日独ウェーバー・シンポジウムでは、両国の代表的な研究者が対面することになった（Wolfgang J. Mommsen/Wolfgang Schwentker (Hrsg.), *Max Weber und das moderne Japan*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1999. <http://www.jstor.org/stable/3096681>）。これらの会合に比べて今回の催しは、はるかに「グローバル化」しているのである。

「グローバル化」というとき、それはもちろん参加者の国やエリアの多さだけを指すの

ではないし、それには当然、いくつかの意味が含まれる。第一のそれは、どの国や地域に住んでいても影響を受けざるをえない、なかば必然的な越境的な流れという意味である。このシンポジウムでも、かつての「近代化論」を発展させるかたちで東アジアの経済発展について論じたフォルカー・シュミット Volker Schmidt（ドイツ出身／シンガポール国立大学）のレクチャーや、フーコーやボルタンスキーを参照しながら『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を読み直し、それによって新自由主義的な経済についての分析を試みたイザベル・ダルモン Isabelle Darmon（マンチェスター大学）の報告などは、こうした意味でのグローバル化にフォーカスを当てている。

ただ、グローバル化の意味はこうした「普遍」的な傾向性にだけかぎられるわけではない。とりわけウェーバーとの絡みでグローバル化を考える場合には、そうした傾向性に反発したり、それを支えたり、あるいはより複雑に絡み合ったりする、宗教・文化的背景（「エートス」）や非合理的な力（「カリスマ」など）が重要なトピックになってくる。シンポジウムの趣意書にも、「50年前、『ウェーバー的』といえば、合理性や官僚制的な組織の世界を意味した。この10何年かにおいては、他の多くの、ウェーバーの世界におけるより古い意味が復活してきている。それは宗教、文明間のコンフリクト、権力・支配、国民性、非合理主義、究極的な使命、流動性と偶然性である」と述べられている。

今回の催しの主催者の一人オースティン・ハリントン Austin Harrington（イギリス出身／エアフルト大学ウェーバー・コレク）は、パブリック・スペースにおける宗教の位置についての近年の議論状況を確認したうえで、ウェーバーの宗教理解を取り上げた。また、野口雅弘 Masahiro Noguchi（立命館大学）は、新自由主義における官僚制に対する批判的ディスコースを意識しながら、「普遍」的とき

れる官僚制化の文化的背景についての報告した（話の重心は少しずれるが、「マックス・ウェーバーと官僚制をめぐる情念——sine ira et studio と「不毛な興奮」『思想』2010年5月号を参照。この論文は『比較のエートス——冷戦の終焉以後のマックス・ウェーバー』法政大学出版局、近刊予定にも収められる）。

ヴェルナー・ゲプハルト Werner Gephart (ボン大学) の報告も、こうした流れの中に位置づけることができる。「マックス・ウェーバーと法——モダニティの再編における複数の法文化の諸相と絡み合い」との表題のもと、彼はグローバル化と文化的な差異の相克について論じた。ゲプハルトは、昨年ようやくウェーバー全集の法社会学の巻 MWG, Band I/22-3: Wirtschaft und Gesellschaft. Recht の編集作業を完了したところであり、また今回の発表は、BMBF (ドイツの文科省) の支援を受けて、ボンに設立された精神科学 (人文科

学) 研究のための国際的な研究所ケーテ・ハンプルガー・コレク「文化としての法」Käte Hamburger Kolleg Recht als Kultur / Law as Culture. Centre for Advanced Study (彼が拠点リーダーになって2010年4月からはじまった。<http://www.recht-als-kultur.de/>) の趣旨説明 (宣伝) も兼ねていた。

論点が多岐にわたる3日間のシンポジウムの全貌を報告することはもちろんできていない。それでも、グローバル化のなかで、そしてグローバル化をめぐってマックス・ウェーバー研究が再活性化しつつあるということの一端はお伝えできたのではないかと思う。「これまでになく今日、わたしたちの世界は次第に『ウェーバー化』してきている」と、ウィムスターは語っていた。個人的にはそこまでいい切る気合いはないが、そこにまったく根拠がないというわけでもないのである。

(のぐち まさひろ・政治思想史)



参加者一同 撮影は M. Sommer

Workshop  
Report

## 講演会報告

「日独交流150周年記念」  
国際シンポジウムの開催出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

本年は、1860年にオイレンブルク伯爵率いるプロイセン東アジア探検隊が当時の江戸幕府を訪問し、翌年1861年に友好・通商条約を締結してから150周年を迎える。そこで、本学においてもドイツ大使館、大阪神戸ドイツ総領事館等と協力して日独関連の学術企画を昨年から展開している。2011年4月10日から17日までは、本学客員教授としてミュンヘン大学法学部ハンス・ユルゲン・パピア教授（前ドイツ連邦憲法裁判所長官）を招聘し、さまざまな日独学術交流を企画した。パピア教授ご夫妻には、本年3月11日に発生した東日本大震災および福島原子力発電所事故にも拘らず、本学客員教授として奥様と共に来日していただいたことに対して、衷心より感謝申し上げる次第である。

これまでの経緯を簡単に説明すると、パピア教授とは、2010年5月にベルリンで開催された日独学長会議に本学カセム副総長に同行した折に、ミュンヘン大学法学部を訪問し、今回の客員教授としての招聘について要請したところ、ご快諾をいただいた。これより先、同年2月および3月にはミュンヘン大学法学部よりゲルハルト・リース教授、ヨハネス・ハーガー教授ほか、パピア・シューレの高弟フォロウド・シルバニ博士（私講師）やマインハルト・シュローダー博士（教授資格論文執筆中）ほか、9名ほどの若手研究者がドイツ学術交流会のご援助で本学を訪問し、学術交流を展開してきた。また本学からも多くの院生がミュンヘン大学法学部を訪問し、学術成果を修めてきた。その研究成果の一部については *Ritsumeikan Law Review* Nr.28 p.221-

330を参照。

そこで、今回は、ミュンヘン大学法学部およびドイツ法学界を代表してハンス・ユルゲン・パピア教授を本学客教授として招聘することになった。パピア教授は、1992年にビーレフェルト大学法学部からミュンヘン大学法学部教授として招聘され、1998年にドイツ連邦憲法裁判所副長官、2002年には同裁判所長官を経て、2010年よりミュンヘン大学法学部教授に復帰し、本年に退官する予定である。



京都弁護士会にて

まず4月12日には京都弁護士会会長・小川達雄会長（本学OB）ほかを表敬訪問し、日本の裁判員制度などについて意見交換を行った。同日夕方には、本学朱雀キャンパスにて見上崇洋副総長および石原直紀国際部長を表敬訪問し、本学とミュンヘン大学との学術交流について懇談した後、法学部・法科大学院共催による教授会懇親会において本学教授陣と交流会を開催した。

4月13日の午後は、法学部存心館701号室において倉田原志教授の憲法の講義の中でゲストスピーカーとして「ドイツの法治国家原則」についてお話しいただき、学生諸君は熱

心に聴講し、講演会の後の質疑応答も活発に展開された。

4月14日は、京都地方裁判所・松本芳希所長を表敬訪問し、吉川慎一部総括判事ほか若手判事との交流会も開催した。また、同日夕刻にドイツ大使フォルカー・シュタンツェル博士主催の晩餐会に参加し、日独学术交流について懇談会を開催した。



京都地方裁判所にて

4月15日には、本学衣笠キャンパス創思館カンファレンスルームにおいて「通信履歴の保存とドイツ基本法」と題するハンス・ユルゲン・パピア教授による基調講演が開催され、学内外からも多くの参加者を得て非常に活発な質疑応答が展開された。今回のシンポジウムにおいて立命館大学法学会会長としてご挨拶



シンポジウムにて

いただいた二宮周平教授（法学部長）をはじめ、コメンテーターとして参加していただいた、薬師寺公夫教授（法科大学院、前立命館APU副学長）、松宮孝明教授（法科大学院研究科長）、倉田原志教授（法科大学院副研究科長）、高橋直人准教授（法学部）ならびに本学関係者に心より感謝申し上げる次第である。

なお、今回の日独交流150周年関連企画として、4月16日（土）午後1時よりDAADアルムニ会学術シンポジウムが本学において開催されたことを付記しておく（詳細はドイツ学術交流会ホームページ <http://tokyo.daad.de/wp/2011/04/> を参照）。

（でぐち まさひさ・民事訴訟法）



DAAD アルムニ会学術シンポジウムにて

Media  
Coverage

法学部定例研究会

2011年7月～9月

■ 法学部定例研究会：

- 11年7月29日 民事法研究会：谷本圭子氏「2008年ヨーロッパ消費者信用指令について」  
政治学研究会：村上弘氏「大阪都構想とポピュリズム—実証的かつ規範論的な検討」
- 11年8月5日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」  
第2回研究会：松井茂記氏「合衆国最高裁判所裁判官の任命のプロセス—最高裁判所の裁判官はどのようにして選ばれるのか」
- 11年9月22日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」  
第3回研究会：村田敏一氏「商事判例の形成と最高裁の機能」、松宮孝明氏「経済刑法に関する最高裁判例の動向」

Gateway

研究 GATEWAY のご案内

## 研究者の今を発信

「立命館大学 法学部&法科大学院 研究 GATEWAY」は、立命館大学法学部と法科大学院に所属する研究者の今を web 上で発信しています。

研究ユニット：研究活動を通じたネットワークの構築をする交流の場

「家族法研究ユニット」 「刑事法研究ユニット」 「比較司法制度研究会」  
「商法研究会」 「ジェンダー法研究ユニット」 「最高裁研究会」

個人研究情報：所属の研究者の今の研究を紹介・発信

今月のコラム：タイムリーな研究の紹介をコラムとして毎月提供

「奪取条約」(樋爪誠教授) / 『クレーヴの奥方』騒動余話(松尾剛准教授)  
「大阪都構想」(村上弘教授)

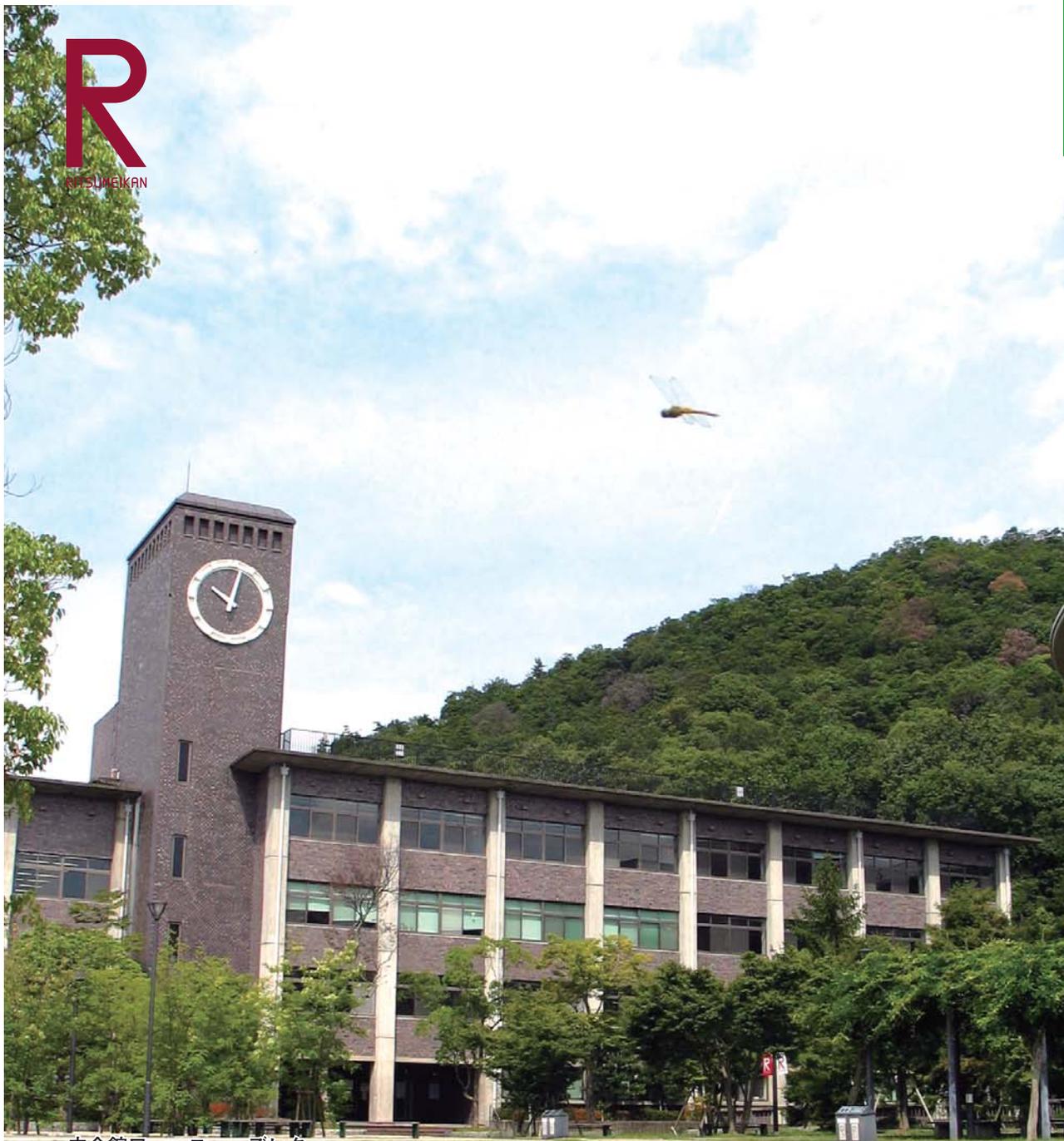
The screenshot shows the website's layout. At the top, there's a header with the university logo and '研究 GATEWAY'. Below it is a navigation bar. The main content area is divided into several sections: a sidebar for research units, a central banner with a clock tower image, a 'News/Topics' section with a list of recent articles, and a 'Schedule' section with a calendar for July 2011. Arrows from the text above point to these specific sections on the website.

News/Topics：学会・研究会やシンポジウムの開催情報なども発信

立命館大学 法学部&法科大学院 研究GATEWAY の  
ホームページ <http://www.ritsumeilaw.jp/> までぜひ  
アクセスしてください。

研究GATEWAY





立命館ロー・ニューズレター

第66号 (2011年9月)

編集：立命館大学法学部

ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・

立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL. 075-465-8177

FAX. 075-465-8294

URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/  
law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)